

議案第72号

日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について

日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月5日提出

日野町長 谷 田 淳 一

日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正が
必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方自治法等の一部改正に伴い関係条例を整理する。

2 改正内容

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第237号)の施行に伴い、当該条文を引用する関係条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項」を「第173条の5第1項」に改める。

3 附則

施行期日 地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

日野町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年日野町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「町長等の損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町長等の損害賠償責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「町長等の損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 町長等の損害賠償責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数に乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。